

2022年7月11日

各位

会 社 名 株式会社プロパスト

代表者名 代表取締役社長 津江 真行

(コード: 3236、東証スタンダード市場)

問合せ先 常務取締役管理本部長

兼経営企画部長 矢野 義晃

(TEL. 03 - 6685 - 3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年8月25日開催予定の第36期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、 次のとおり当社定款を一部変更するものであります。

- (1)変更案第13条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第13条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供措置の導入に伴い、現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変 更 案
第1条~第12条 (条文省略)	第1条〜第12条(現行通り)
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削除)
みなし提供)_	
第 13条 当会社は、株主総会の招集に際	
し、株主総会参考書類、事業報告、計算書	
類および連結計算書類に記載または表示を	
すべき事項に係る情報を、法務省令に定め	
<u>るところに従いインターネットを利用する</u>	
方法で開示することにより、株主に対して	
提供したものとみなすことができる。	
(新設)	
	第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株
	主総会参考書類等の内容である情報につい
	て、電子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部につ
	いて、議決権の基準日までに書面交付請求を
	した株主に対して交付する書面に記載しない
	<u>ことができる。</u>
第14条~第44条 (条文省略)	第14条〜第44条 (現行どおり)
(新設)	附則
	—— 1 定款第 13 条の変更は、会社法の一部を改正す
	る法律(令和元年法律第70号)附則第1条た
	だし書きに規定する改正規定の施行の日であ
	る 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という)
	以内の日を株主総会の日とする株主総会につ
	いては、変更前の定款第13条 (株主総会参考
	書類等のインターネット開示とみなし提供)
	はなお効力を有する。
	3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又
	は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した
	日のいずれか遅い日後にこれを削除する。